

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	212	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第2条第3項第8号同法69条,72条 平成27年4月14日付け社援発0414第7号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」の一部改正について(通知)	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業経営地の都道府県知事に届出を行わなければならないこととされている。しかし、あくまでも届出制であることから、形式要件を整えた届出であれば、不適切な事業であっても自治体は届出を受理せざるを得ない。また、施設の設備、運営等に関しては国から指針が示されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。 このため、さいたま市では事業者の刑事事件等を発端に、事業運営の適正化を図ることを目的とした条例を平成25年に制定し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を踏まえ、平成29年1月には行政処分を行ったところである。 しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後により早く調査や指導が可能になること、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を経る必要があることから、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者を施設に入所させることが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービスを事業者から受けられない可能性が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	213	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化	社会資本整備円滑化地籍整備事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	選定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置付けられることが必要となるが、1工区の地籍調査は、一筆地調査、地籍図・地籍簿作成、閲覧、認証・法務局送付の手續に数年を要するため、整備計画の前半は地籍調査が主事業になる。このため、基幹事業が1～2年延期され、次期計画に位置付けられた場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地籍調査はどの工程まで完了する必要があるのかが不明確である。道路事業計画など用地買収が含まれる基幹事業は、事業者着手が流動的なため、突如として整備計画に位置付けられた場合には、地籍調査の完了が間に合わない。また、基幹事業の着手予定が現行の整備計画期間より先である場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業として着手できない。さらに、社会資本整備円滑化地籍整備事業による事業効果の定量化が困難であるため、会計検査等での対応が危惧される。 これらのことについて、県を通じて国に意見を伝えたものの、現在のところ、支障等は解消されないままである。 そのため、現整備計画に位置づけられていない基幹事業についても、基幹事業の将来計画及び地籍調査の実施サイクルを鑑み、社会資本整備円滑化地籍整備事業として連携ができるように現在の要件を緩和していただきたい。また、基幹事業に先行等して行い、基幹事業の円滑化を図るものということであるが、社会資本整備円滑化地籍整備事業により想定される事業効果を具体的に提示していただきたい。	—
H29	214	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法	社会資本整備総合交付金の要件緩和等	社会資本整備総合交付金の要件を見直すことによる、中小河川を含む河川管理施設の老朽化対策の適切な実施。	川崎市の維持管理する河川延長は約38kmあるが、そのうち、約6割が河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。 現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理している河川(中小河川)の堤防や護岸等の維持・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮している。 高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化を背景として、平成25年6月の河川法の一部改正により、維持・修繕に係る内容が規定されたことを鑑み、河川管理施設の堤防、護岸等については、中小河川のそれらについても適切な維持管理が行えるよう、交付要件の見直しを求める。	—
H29	215	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (17)社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (17)社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質を確保するため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対し、都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、国、都道府県、市町村、特別区及び社会福祉法人以外の者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認することを可能とするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行う届出を事業開始前の届出に改める。 [措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]</p>		<p>【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_212</p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて(平28内閣府子ども子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課))に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・職員1人当たりの平均経過年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格(同告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法を周知する。</p>	-		<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく処遇改善等加算Ⅰに係る様式の記載方法の取扱いについて(平成30年3月30日付け通知) 【内閣府】「平成29年度子どもための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」(平成30年2月9日付け事務連絡) 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】公定価格に関するFAQ(よくある質問)Ver.12(平成30年9月27日)</p>	-	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	216	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	217	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化	子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化。	地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。 本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があることや、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。 現行では、国が要綱発出をするタイミングで県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出のタイミングと国の申請のタイミングを分けたいので、国の申請スケジュールを明確にしていれば、国の申請スケジュールと県のスケジュールを合わせる事が可能となるので、国の要綱を早期に発出していただき、申請スケジュールを明確にしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	218	02_農業・農地	一般市	黒石市、青森県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求めている。	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求めている。	農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。 一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろいし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。 しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限定されていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	219	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。 しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならぬケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。 そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府】 (18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(vi)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府(11)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(33)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (i)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、保育所に係る請求書の標準様式を新たに定め、地方公共団体等に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)]</p>	<p>保育所に係る請求書の標準様式を新たに定めた。</p>	<p>【内閣府】給付事務に係る請求書の標準様式について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_216</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府】 (19) 子ども・子育て支援法(平24法65) (v) 子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。</p>	<p>—</p>		<p>【内閣府】「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について(府子本第769号平成30年8月10日付け通知)</p>		
<p>6【法務省(3)】【厚生労働省(34)】【農林水産省(8)】 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89) 農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (40) 全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (57) 全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 [措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))]</p>	<p>令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_219</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	220	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護サービス施設・事業所調査	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	221	03.医療・福祉	一般市	松戸市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める	○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び各市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。 ○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反嫌疑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	222	03.医療・福祉	一般市	宇治市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱 認定子ども園施設整備交付金交付要綱 平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について 平成29年度認定子ども園施設整備交付金に係る協議について	保育所等整備交付金・認定子ども園施設整備交付金の申請手続き	保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合には、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定」していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定」していることが求められているため、協議参加に支障が生じている。また、認定子ども園施設整備交付金交付要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られている法人であること」と記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。 ※「法人が確定」していることに準ずることの例として、保育所又は認定子ども園を運営するなど、一定の適格性が担保されている事業者から、新たな施設整備の打診を受けている場合や、議会手続きが行われているもの等が挙げられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	223	03.医療・福祉	一般市	宇治市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定子ども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	保育所・認定子ども園における代替職員の特例配置	保育所・認定子ども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きょ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (30)統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。 [措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)]</p>			<p>【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計第一係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_1suchi.html#h29_220</p>	
<p>6【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(2)】 学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65)特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等をいう。)及び確認監査(子ども・子育て支援法14条及び38条に基づく監査等をいう。)については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できるとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。 6【内閣府(18)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (イ)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。</p>	—		<p>【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)</p>		厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	224	05_教育・文化	都道府県	大分県	内閣官房、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。	【支障事例】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おおい2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおい大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。 【具体的な支障事例】 湯けむり景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について ・平成24年に大分県別府市の明礬・鉄輪地区が重要文化的景観「別府の湯けむり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。 ・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課) ・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した湯けむり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。 ・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html
H29	225	03_医療・福祉	一般市	箕面市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなり、府においても抑止できない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html
H29	226	05_教育・文化	指定都市	横浜市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校給食法 地方自治法	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行う必要があります。 ①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定列举された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。</p>					
<p>6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。</p>	—	<p>市町村は事業者の届出を受理せず、利用定員の減少を認めないといった対応を取ること はできないこと、事業者は利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが 適当であること等を地方公共団体へ周知した。</p>	【内閣府】自治体向けFAQ 第17版	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_suchi.html#h29_225	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【総務省(4)】【文部科学省(3)】 地方自治法(昭22法67)及び学校給食法(昭29法160) 学校給食費(学校給食法11条2項)の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品 売払代金(地方自治法施行令(昭22政令16)158条1項4号)に該当するため、私人に委託す ることが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課通知)]</p>			【総務省】【文部科学省】学校給食費の徴収等の事務の私人への委託 について(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課長、文部 科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_suchi.html#h29_226	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	227	05_教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第3項、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。幼・保・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要す場合がある。認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行いにくい。幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどである。当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考えられる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の実員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	—
H29	228	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4	医療計画の策定等に係る事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る事務・権限について、都道府県から希望する指定都市へ移譲する。	横浜市の人口は約370万人で都道府県別人口第10位の静岡県とほぼ同じであり、神奈川県全体の人口の約4割を占めている。病院数や診療所数についても同様である。これだけ規模の大きな市について、県が地域の実情を把握して、きめ細かな医療政策を考えることは困難である。昨年10月に策定された地域医療構想では、急速に進む少子高齢化により、2025年には本市全体で7千床の病床が不足する見込みであり、在宅医療等の対象患者数については約1.8倍に増加する。また、横浜市では3つの二次医療圏を1つの構想区域にまとめ、医療と介護の総合的な確保に向けた環境を整えたところである。なお、医療需要は2025年以降も増加を続け、少なくとも2040年までは増え続けると推計されており、地域における医療提供体制の整備が急務である。神奈川県においては、病院の開設許可に関する権限が指定都市等に移譲されたが、基準病床数算定や病床配分に関する権限は県に残っており、医療計画に関する業務がねじれた状況になっている。	—
H29	229	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金の指定都市への設置	今は各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金について、希望する指定都市は別に設置できるようにする。	横浜では行政区によって人口規模や高齢化のピークが異なり、医療・介護資源の充足状況もさまざまである。地域特有の医療課題を解決するためには、きめ細かい事業展開が必要であり、県が他の圏域と合わせて対応するのは難しい。また、基金は県が1/3を負担することから、事業化にあたっては県の財政事情の影響を受けてしまう。	—
H29	230	05_教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)交付要綱	文化庁「文化芸術振興補助金」に係る補助対象等の緩和	文化庁「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」に係る補助対象等の緩和	「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」において、講師謝金や翻訳料等各費目毎に詳細な単価上限を設定されるなどにより、補助金要望の時点で業者や招聘予定の講師に対して設定単価に沿った見積書を徴取した上で申請書類をまとめる必要があり、申請事務が煩雑で、柔軟に活用することが困難な状況となっている。また、補助期間も最大3年間とされていることにより、3年を超える継続的な取り組み(情報発信、普及啓発等)ができないため、せめて地方創生交付金の交付期間である5年と同期間に延長するなど、補助対象の緩和や補助期間等の柔軟な運用を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	231	05_教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	指定文化財管理費国庫補助要項	「指定文化財管理費国庫補助」に係る国有文化財の管理団体への補助見直し	「指定文化財管理費国庫補助要項」における補助対象に「危険木伐採その他必要な業務」を加える	「指定文化財管理費国庫補助要項」では、補助対象事業が「見廻り視察及び清掃」に限定されているが、史跡・名勝地内において、老木の枯死に伴う落木、土砂の流失など、見学者の安全を脅かす状況が確認されているため、「危険木伐採その他必要な業務」を補助対象事業とするよう、要項を改正していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	232	03_医療・福祉	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が課せられた。平成27年度までは「3年以上の介護職としての実務経験」のみで受験可能であったが、国は「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から「3年以上の実務経験」に加え、「実務者研修」の受講が必須化され、たん吸引など医療的なケアも含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。そういったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は7万9113人と半減した。京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定等により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人材は、慢性的に不足している。その解消のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	233	03_医療・福祉	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする	介護福祉士修学資金等貸付制度については、4つの事業区分に分けて配分されるため、特に推進を図っていきたい事業に対して重点的に配分する等の裁量がない。京都府としては、継続的に介護福祉士を輩出していくために、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の推進に特に重きを置きたいと考えている。地域ごとの事業のニーズを踏まえ、より必要性の高い事業を実施するため、都道府県の裁量により、各事業区分間の配分額を調整できるようにしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	234	10_運輸・交通	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・港湾法第2条第6項 ・平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」	港湾法第2条第6項に規定する国の施設認定の弾力的な運用	既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなされていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用を求める。 具体的には、事務連絡の改正等により、臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も港湾施設として位置付けられるような措置を講じていただきたい。	港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけており、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。 国土交通省の見解として、認定制度の適用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合については、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。 本府の宮津港において、昭和42年から45年にかけて設置した港湾施設(船揚場)の設置場所が臨港地区外で、国の認定も受けていないものがあったため、当該施設を港湾法に基づき適正管理するため、本年2月に国に対し施設認定を申請したが、設置場所が都市計画区域内であることから、臨港地区の指定で対応すべきものとして認定が認められなかった。 しかし、当該未認定施設は、施設の設置から長期間が経過し、周辺も住宅が密集し、都市計画法上の第一種住居地域に指定されており、こうした地域の都市計画の変更は、区画整理や施設の大幅な改築等を必要とする積極的な理由が無ければ難しいのが実情である。 また、都市計画の変更は、公聴会の開催による住民の意見調整や都道府県都市計画審議会の開催等、時間や事務手続の負担が生じることとなるため、現実的には数年に一度の大幅な見直し時に併せて臨港地区の手続(都市計画の変更)を行わざるを得ない。 未認定施設は、港湾法上の施設でないことから、港湾法の規定に基づく港湾施設の区域内における禁止行為や罰則規定を適用できない等、施設の管理上好ましくないため、速やかに港湾施設としての位置付けを行うべきと考える。 平成22年の事務連絡は、港湾法に基づく国の施設認定の考え方を示したものと認識しており、港湾施設は臨港地区指定が原則ということは理解している。 本提案は、「同事務連絡の別添「港湾施設の位置付けに当たって留意する事項等」の1の(2)において、施設認定によらざるを得ないものとして、周辺地域の实情により臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も含めていただくようお願いするものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	235	09_土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(平成4年4月30日 建設省道総発第192号、建設省道二発第12号、建設省道地発第17号) 道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託に係る事務の簡素化	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされているため、当該包括協議を廃止するなど事務の簡素化を図ること。	道路局所管補助事業等における現場技術業務の実施にあたり、事前に地方整備局等との包括協議を行い、約2、3か月程度の期間を要している。また、京都府では、最長約6か月程度の期間を要しており、速やかに交付申請や委託発注の手続きを執行することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (i)介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (25)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (i)介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受講者にとって受講費用が負担であること及び介護施設・事業所から職員へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度を地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成31年3月5日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_232</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室</p>
<p>6【厚生労働省】 (36)介護福祉士等修学資金貸付制度 介護福祉士等修学資金貸付制度については、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、都道府県に平成29年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成30年3月1日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_233</p>	<p>—</p>
<p>6【国土交通省】 (7)港湾法(昭25法218) 都市計画区域内の臨港地区の指定に係る手続については、計画的かつ確実な港湾施設の位置付けの促進を図るため、港湾管理者が都市計画部局との調整等に当たり留意すべき事項について、港湾管理者に平成30年中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【国土交通省】都市計画区域内における臨港地区の指定等に係る手続について(平成30年2月15日付け国土交通省港湾局総務課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_234</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	236	06_環境・衛生	都道府県	京都府、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備された。	食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例がある。 ○フランス法の例 売り場面積400㎡以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化 食中毒や食品事故の発生が現在よりも増加しないよう、現行制度よりもきめ細やかな規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備された。 (京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないというような内容の条例を制定しても無効である。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	237	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	地域の魅力再発見食育推進事業実施要領	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化	食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成28年度に補助金「和食」と地域食文化継承推進事業へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。 本事業については、少額ソフト事業の集合体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類1式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分に及ぶため、段ボール単位で疎明資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	238	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し	SBS方式等で輸入される米の流通経路等について、都道府県に情報提供されたい。	各都道府県においては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米の産地伝達状況を監視しているところである。 外国産米の混入事案が発覚した場合、現状、府はSBS方式で輸入される米の流通経路等を把握していないため、指導対象業者に対する速やかな検査等の実施に支障をきたしている。 同法に基づく流通経路が速やかにトレースできるよう、SBS米の落札業者や流通経路等を都道府県に情報提供していただきたい。	—
H29	239	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第60条	家畜伝染病予防法に基づく国の経費負担対象の見直し	家畜伝染病予防法第60条に基づく国の経費負担について、国が定めたものだけでなく、都道府県が必要と認めるものについても対象を拡大されたい。	家畜伝染病予防法第60条に掲げる経費の負担は、家畜の伝染病の発生を予防し、又は蔓延を防止するために都道府県が行う経費の一部又は全部を国が負担するものであるが、対象となるのは国が定める検査薬や旅費等に限定されている。 本法の目的を達成するために都道府県が必要と判断し実施に要した防疫服等の消耗品についても、本法において国の負担を定める必要がある。	—
H29	240	03_医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第一百七十一号)第210条第4項・第5項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	共同生活援助事業所の共同生活住居に関する基準の参酌基準化	共同生活援助事業所の共同生活住居に関する基準の参酌基準化	共同生活住居の入居定員数については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第4項(標準とすべき基準)により、新築の場合は2人以上10人以下、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては入居定員を2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要であると認めるときは30人以下とされており、第5項(標準とすべき基準)により既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合は30人以下とされている。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)により都道府県知事が特に必要であると認めるには、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることが必要とされている。 共同生活援助は、他のサービスより、人員配置基準が緩やかであるため、共同生活住居を開設する際に、できる限り、大規模なものの設置を希望する傾向にある。 しかし、上記の規程により、大規模な20人以上が入居できる物件が見つかったとしても、使用できないケースがある。 そのため、上記規程を参酌すべき基準として、通知の「都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であること」を廃止して、20人以上の大規模の共同生活住居を都道府県の裁量により、より簡易に設置を認めるようにすれば、共同生活援助の利用者の増加が期待できる。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
6【農林水産省】 (12)国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	241	06_環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金における水道施設等耐震化事業	水道施設整備に係る補助対象の見直し	水道施設整備に係る補助対象の見直し(資本単価要件の撤廃又は緩和)	現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本単価要件(=水道用水1㎡当たりの資本費(減価償却費+支払利息費))が設定されている。 ・水道事業≧90円 ・水道用水供給事業≧70円 上記資本単価要件はハードルが高く、この要件に合致しない水道事業等の耐震化が実施できない自治体が府内南部に多い(京都府の用水供給事業も含む(府営水道の資本費:61円))。しかしながら、当該自治体においても水道事業等の耐震化に係る予算捻出が難しく事業実施が困難であるが、管路の耐震化更新は、各自治体においても喫緊の課題であるため、上記資本単価要件の撤廃又は緩和を求める。	—
H29	242	07_産業振興	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗立地法第8条	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗立地法第6条第1項に基づく届出時に、都道府県はその内容を公告等することになっており、都道府県が公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。 例えば、小売業者の住所や代表者が変更になった場合、そのことに対して住所を変えていただきたい、代表者を違う人にしてほしいという意見を出すことは考えられず、市町村が、6条1項の変更届出に対し、意見を述べる余地はまずないと考えられ、当該意見聴取に関しては形式的で実態として意味がないものとなっていることから、手続きを廃止し事務負担の軽減を図ることを求める。	—
H29	243	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3等	医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。	医療従事者(※)免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)は、住所地の都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出することとされている。申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。申請書の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、受付窓口で大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。申請書の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医務課(薬剤師は薬務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。 ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	244	03_医療・福祉	都道府県	香川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表イ注6 厚生労働大臣が定める基準83	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬改定前の制度に戻すことを求める。	特定事業所集中減算については、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%超から80%超に引き下げられるとともに、対象サービスについても3サービスから17のサービスに拡大された。この制度改正により、本県では、減算判定の対象事業所が約6倍と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要しているが、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差がなかった。また、県内の居宅介護支援事業所からも、判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きいこと、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることや利用者から質が高いことを理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を勘案しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (9) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成30年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・衛生検査技師 ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・視能訓練士 	—		<p>【厚生労働省】薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(平成30年9月28日付け厚生労働省令第118号)</p> <p>【厚生労働省】医師法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年11月9日付け厚生労働省令第131号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_243</p>	
<p>6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (vi) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の見直しについては、関係する審議会の意見を聴いた上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (iii) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の対象となるサービス(平27厚生労働省告示95)については、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与とするよう、告示を改正する。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号))]</p>		<p>【厚生労働省】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成30年3月22日付け老高0322第2号、老振発0322第1号、老老発0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_244</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	245	05_教育・文化	都道府県	香川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知)及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の「在学採用」に限り適用されているが、「予約採用」についても適用をお願いするもの。	「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知)及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の「在学採用」に限り適用されているが、「予約採用」についても適用をお願いするもの。	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。 また、平成27年度には、左記要綱等に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が策定した「香川県産業成長戦略」における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学者等から実施している。 「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 【支障事例】 ただし、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	246	11_その他	都道府県	新潟県、茨城県、群馬県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初から事業着手できない。交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるなどし、年度当初から事業着手できるようにすること。 また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。	【制度改正の必要性】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。 【支障事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。政府関係機関移転基本方針(H28.3.22まち・ひと・しごと創生本部決定) I-2(1)による事業を申請したが不採択になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	247	06_環境・衛生	都道府県	静岡県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4項1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について第一-4	浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外	「浄水場の沈殿池より生ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	248	10_運輸・交通	都道府県	静岡県	警察庁、国土交通省	A 権限移譲	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納とし、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 【支障事例】 県及び県公安委員会では、事業者には義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (19)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)については、予約採用者も推薦対象とすることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育局通知)]</p>			<p>【文部科学省】地方創生・奨学金返還支援制度における予約採用の導入について(通知)(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_245	
<p>6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i)廃棄物(2条1項)の該当性の判断については、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、「行政処分の指針について」(平25環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等で示されている、地方公共団体が物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成30年度中に周知する。</p>	—	<p>廃棄物(2条1項)の該当性の判断について、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、地方公共団体が総合的に勘案して判断するものであることを地方公共団体に周知した。</p>	<p>【環境省】全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料(平成31年1月25日)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_247	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>6【国土交通省】 (22)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57) (i)自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化については、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ii)自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、交通の安全及び利用者の保護の観点から、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。</p>	—		<p>【国土交通省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について(技術的助言)(平成30年12月14日付け国自旅第202号の1)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_248	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	249	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の3, 5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二 9, 119	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのか)に関する情報) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	250	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村地域整備交付金交付要綱	農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはいない(交付決定前着手に対する国の但し書きも同様)。県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。 なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とほぼ同時期に交付申請を行うにも関わらず、例年、4月中に交付決定が行われているところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	251	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林畜水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。)」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣官房(1)】【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【内閣官房(1)】【内閣府(13)】【総務省(14)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 (関係府省:内閣官房、内閣府及び総務省) [措置済み(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]</p> <p>(ii)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 (関係府省:内閣官房、内閣府及び総務省) [措置済み(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]</p>	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務及び 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、医療保険給付関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務及び 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務において、情報連携の対象となっていない給付に係る情報について、照会様式を定めるなど申請手続を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後データ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について(令和2年6月8日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける医療費支給認定保護者に係る小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務の取扱いについて(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける指定難病患者に係る特定医療費の支給認定事務の取扱いについて(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について(令和2年6月11日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月6日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_249</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>6【農林水産省】 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。</p>					
<p>6【農林水産省】 (9)農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。</p>	—		<p>【農林水産省】農地防災事業等補助金交付要綱(平成30年3月30日付け29農振第2968号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_251</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	252	06_環境・衛生	都道府県	千葉県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。	本県の国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。 現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。 そのため、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。 計画変更に関し国と県の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	253	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限:知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限:知事、政令市(H30年4月～)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	254	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	—
H29	255	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。	特定教育・保育施設の設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。 また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。 なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161) 国定公園に関する公園計画の変更(8条2項)については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p> <p>【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号)</p>					
-	-	-	-	-	-
<p>6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議(31条3項及び32条3項)については、届出とする。</p>			<p>【内閣府】自治体向けFAQ(第17版)(平成31年2月13日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_255</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	256	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要領、平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心こども基金の取扱いについて(事務連絡)	安心こども基金の実施期間の延長	安心こども基金の実施期間を延長し2か年事業を認めることにより、保育所等の整備を促進する。	保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗しないケースが発生している。しかし、平成29年度の安心こども基金管理運営要領では、保育所等の整備関係事業の事業実施期限が平成30年3月31日とされており単年度事業しか認められていないため、実施期間を延長し2か年事業を認めるとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。また、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能のため、市町村からも実施期間を延長し2か年事業を求める声があがっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	257	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定こども園法	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	258	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	259	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	内閣府、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p> <p>6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。</p>	—	—	<p>【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)</p>	—	厚生労働省子ども家庭局保育課
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ii)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。</p>	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(9)】【厚生労働省(16)】【国土交通省(5)】 建築基準法(昭25法201) 居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	260	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要領、認可化移行運営費支援事業実施要綱	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きながら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする、安心こども基金については、認可化移行を予定していない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できる見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	261	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された賃借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	平成28年度に公定価格の賃借料加算が改定されたが、A地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、賃借料の高い大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	262	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育士修学資金貸付等制度実施要綱	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象要件が、現在「保育士登録後1年以上」かつ、「離職後1年以上」又は「勤務経験のない者」となっているため、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できない制限となっており、喫緊の課題である保育士確保の目的には十分に活用できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	263	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9 児童福祉法施行規則第1条の2の6及び7、第1条の3、第1条の4 子育て短期支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成26年雇児発0529第14号) 里親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成20年雇児発第0401011号)	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和	子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるように制度の見直しをされたい。	府内の子育て短期支援事業実施市町村の割合は、震災孤児の保護・収容を目的とした児童養護施設等が他府県と比べ充実していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多いため、児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置入所等で常に満員であり、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。また、府内における児童養護施設等の多くは里親のリクルーティング・マッチング・支援機能を広域的に発揮できる体制がなく、施設としてできる範囲は、施設近辺の関係性のある里親に対して登録を促していくことが限度であり、仮に市町村を跨いだ施設を介した里親へ委託を行えたとしても、利用者は遠方まで児童を送迎しなければならず負担が強いられる。そもそも、府内の児童養護施設等には地域偏在があり、府内の市町村のおよそ半分は児童福祉施設等が存在しない。このような中、近隣に実施施設を持たない市町村が、市町村域を跨いだ施設を介した形式で、里親に委託する事業の活用は、極めて困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (39)保育士修学資金貸付等制度実施要綱 保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平28厚生労働事務次官)のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に行う。					
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (i)子育て短期支援事業(6条の3第3項)については、市町村(特別区を含む。)が児童を里親(6条の4第1号又は2号)等に直接委託して実施することを可能とする。	子育て短期支援事業について、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能とした。	—	—	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	264	09_土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされたい。	【現状】 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。 そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としていない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体はある。 しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。	—
H29	265	09_土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】 所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもおおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	266	09_土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築物の耐震改修の促進に関する法律	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における固定資産税情報の利用	戸別訪問やダイレクトメールでの耐震化の普及啓発を行う際、建物所有者や建築年数の特定が出来ない場合がある。普及啓発を容易にするよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」と同様に固定資産税情報の利用を「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に位置づけること。	対象となる昭和56年以前の本造住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発を行うためには「建築年」と「所有者」特定が必要となるが、府内には対象となる住宅が351万戸あり、その特定に時間と手間を要する。 多数の者が利用する建築物は府内に約5万棟あり、耐震化の調査はその建築物の所有者に対しアンケートを郵送し耐震化の必要性を普及啓発しているが、宛所無しで所有者にアンケートが届いていない建築物が約2,900棟あり普及啓発ができていない。	—
H29	267	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 第3	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分するよう、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害対策の効果的な推進が可能となる制度とすること。	鳥獣被害対策は市町村等が作成する被害防止計画に基づき、①侵入防止柵の設置等による被害防除(整備交付金対象)、②緩衝帯の設置等による生息環境管理(推進交付金対象)、③有害捕獲(推進交付金対象)の3つの取組を総合的かつ計画的に実施することで被害防止効果を発揮する。しかし、整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、計画に対し個々の配分額に偏りが生じた場合、例えば有害捕獲経費が不足し捕獲が進まないなど、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。 なお、農山漁村地域整備交付金では、農林水産業の基盤整備について、都道府県の裁量による農・林・水横断的な予算配分が可能となっており、農山漁村地域の総合的な整備に効果を上げている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
6【個人情報保護委員会(1)】【総務省(5)】【国土交通省(2)】 郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。	-	市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において明確化された旨情報提供した。	【国土交通省】空家対策等における「郵便転送情報の取扱い」について情報提供(平成29年地方分権改革提案事項)(令和2年3月3日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_265	国土交通省住宅局住宅総合整備課 総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	268	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、三田市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別表放課後児童健全育成事業費等1(1)エ	放課後児童健全育成事業等実施要綱に係る長時間開所加算の緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。 ・川西市…施設数:25施設、開所時間:下校(概ね13時)～17時(時間延長18時30分まで) ・三田市…施設数:30施設、開所時間:下校(概ね13時)～16時(時間延長19時まで) ※本県の895施設のうち加算されている施設は60施設(川西市と三田市は0)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	269	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、洲本市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法 ・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件緩和について	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。また平成29年3月に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合には限られている。 【支障事例】放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は33人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案すると十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	270	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、洲本市、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領別紙2「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」6. (2)②カ	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)にかかる補助対象の明確化	放課後子ども教室における教育活動サポーターに係る旅費について、自宅から教室までの経費への補助は、要綱上「原則」除外されているが、原則の例外として校区内で教育活動サポーターを確保できない場合は対象となることを明確化すること。	【現状】本市では、様々な学習や体験・交流活動を行うとともに、子どもたちにとって安全で健やかな居場所を提供するため、教育活動サポーターとして地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を運営している。放課後子ども教室の運営費については、財政支援措置が講じられているが、教室の様々な活動を行う教育活動サポーターに係る旅費・交通費については、「原則」補助対象とされていない。 【支障事例】事業の趣旨に即した地域住民の参画が重要と考えるが、地域によっては教室が設置されている小学校区内で教育活動サポーターを確保することが困難な場合があり、サポーターが自らの在住する小学校区を超えて遠隔地の教室に移動することを余儀なくされている状況が生じている。そのため、ほぼ毎日開設している教室の実施に当たっては、本人の交通費負担が大きな課題となっている。国においても放課後児童健全育成事業との一体型の放課後子ども教室の拡充を進めており、平成30年度には全国で20,000カ所の開設を目標としている。しかし、地域によっては、小学校区内で教育活動サポーターが確保できず、小学校区外に居住する人材にお願いする場合や、そもそも小学校区が広く、どうしても交通費がかかってしまう地域もあると思われる。このような国の方向性と事業実施が困難な地域があることを踏まえれば、「原則」の例外として認められるべきものであることから、原則の例外として当該事例が対象となることを明確にさせていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	271	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成24年4月5日付 雇児発第0405号第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第6	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	国において、児童養護施設の小規模化等を推進しているなか、児童入所施設措置費等国庫負担金における看護師加算を受ける要件は、「医療的ケアを必要とする児童が15人以上」で据え置かれており、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。	【現状】 児童養護施設では、児童被虐など不適切な療養による被害の症状として、低身長、低体重、夜尿症をはじめ、攻撃性や衝動性をコントロールするための投薬管理や医療的な指示助言等多様な行動上の障害に対する医療ケアを必要とする児童が増えている。そのため、医療的支援体制の強化を目的に児童養護施設等への看護師配置が可能となっており、平成22年度から医療的ケアが必要な児童数が20名から15名に要件が緩和された。 また、国においては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を発出し、各施設において小規模化・地域分散化等を進めており、本県でも、「兵庫県家庭的養護推進計画(平成27～平成41年度)」を取りまとめ、施設の小規模化等に取り組んでいる。 【支障事例】 本県の施設では、平成27年度で130人の児童が医療的ケアを必要としているが、通院に際して、児童が急に体調が悪くなった際などに、児童指導員では緊急的な対応ができず困ってしまった例がある。県としては、医療的ケアが必要な児童は看護師が配置されている施設に入所するよう努めたいが、本県の児童養護施設(19施設、地域小規模6施設)のうち、看護師がいる施設は1施設のみであり、看護師の配置が大きな課題となっている。 児童養護施設等の小規模化を国が進めているなか、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っていないことから、当該基準が緩和されなければ看護師の配置が進まず、多くの施設でこうした支障が発生することを強く懸念しており、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めたい。 ※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	272	09.土木・建築	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・社会資本整備総合交付金交付要綱第6(⑬地域住宅計画に基づく事業) ・住宅地区改良事業等対象要綱4空き家再生等推進事業 ・住宅地区等改良事業制度要綱第12の2	空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充	古民家を含む活用可能な空き家等について、二地域居住や子育て世帯のための住居や事業所としても活用できるように空き家再生等推進事業の改修後の用途を拡充すること。	【現状】 空き家等の増加は、防犯・防災の面から居住環境に悪影響を及ぼし、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下を招く。そのため、空き家の防止や解消は地域の喫緊の課題であり、空き家等の活用はより重要性を増している。 現行の空き家再生等推進事業では、空き家等の活用のための改修経費を補助しているが、改修後の用途が、宿泊施設や交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限定されているため、このような課題の解決に十分には対応できない。 【支障事例】 本県では交流人口の拡大のため、二地域居住による都市農村交流や、人口の社会増対策として「カムバック東京ひょうごセンター」による移住の促進(平成28年度末実績:相談者数1,445人)など、地方創生の取組を推進している。 この中で、資産価値の高い古民家等を含む活用可能な空き家等については、地域の資源として、安価で広い住居を求める子育て世帯や移住・二地域居住を希望する世帯のための住居として、また、起業や第二創業を図る事業所等として、地域や利用者のニーズにあった形で有効に活用したいと考えているが、空き家再生等推進事業では、これらの用途に係る改修は対象外となっている。 なお、兵庫県では、こうした状況を踏まえ、県独自で「空き家活用支援事業」や「多自然地域におけるIT関連企業の振興支援事業」を実施し、空き家を住宅や事業所等へ改修する者を支援している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-vosan.html
H29	273	09.土木・建築	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (vii)児童養護施設における看護師加算の要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、児童福祉法等の一部を改正する法律(平28法63)や平成29年8月2日に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等も踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—	—	—	—	—	—
6【総務省(16)】【法務省(2)】【国土交通省(24)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (i)空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が確知している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。 (ii)空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。	—	空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について地方公共団体に対してアンケートを実施。当該アンケート結果をとりまとめ、平成30年12月27日に国土交通省HPにて公表し、地方公共団体に情報提供を行った。また、令和3年6月30日に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(基本指針)」の変更を行い、所有者等の管理責任について、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい場合等も含めて所有者等が自主的に対応する責務があること等を明記した。	【国土交通省】平成29年地方分権改革に係る地方からの提案を受けた情報提供 【総務省・国土交通省】空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(令和3年総務省、国土交通省告示第一号) ・全文 ・新旧対照表 ・官報(令和3年6月30日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_273	総務省自治行政局地域振興室 法務省民事局民事第二課・参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	274	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	【現状】 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 【支障事例】 神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないことから、これを更新する必要がある。市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	275	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、洲本市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」自動車局長(平成27年4月1日付国自旅第370号)5(1) ・地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン3(1) ・コミュニティバスの導入に関するガイドライン3(1)	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	①交通空白地の解消を図るといふコミュニティバスの導入の趣旨を踏まえ、コミュニティバスの導入に当たっては、地域公共交通会議の合意が無くても許認可を可能とすること。 ②地域公共交通会議における協議は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限ること。 その際は、地域公共交通会議において地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したとみなす取扱いを可能とすること。	【現状】 まちづくりや地域振興策との一体的な取組や、全国一律の視点ではなく地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築が求められている。 特にコミュニティバスの導入に係る許認可に当たっては、地域公共交通会議において既存バス事業者との意見を調整することとなっているため、運行時間帯の制限や割高な料金制定になるなど、地域住民が望まない結果となっている場合がある。 【支障事例】 洲本市では、コミュニティバスの導入のため、地域公共交通会議を開催した(平成28年度は3回開催)。しかし、料金設定について既存バス事業者と市町の意見が折り合わず、地域公共交通会議が紛糾した結果、やむなく運行時間帯の制限や路線バスの約3倍の運賃設定をすることとなり、また、定期券の共通化も実現しなかった。 コミュニティバスは既存バスの体廃止に伴う交通空白地の解消を図るために導入するものであり、コミュニティバスの導入に当たっては地域公共交通会議での既存事業者との合意は原則不要だと考える。 地域公共交通会議の開催は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限定し、その際でも地域住民を含む一定数の賛成が得られれば許認可が可能となるよう規制の緩和が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	276	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	「農用地区域内農地」に係る除外要件の緩和	農用地区域から除外するに当たり、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が8年を経過していなくても除外できるよう「土地改良事業完了後8年を経過しているもの」という要件を撤廃すること。	【現状】 東京一極集中の是正のため、東京からの本社機能の移転等に国としても取り組んでおり、地方でも企業立地や既存工場の更なる拡充を支援している。適当な工場用地が農地しか無い場合には、農用地区域から除外する必要があるが、そのためには以下の5つの要件を満たす必要がある。 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること 【支障事例】 兵庫県のある市に所在している企業が工場を拡張(3ha)するに当たり、工事用地として予定した農地は土地改良事業から8年を経過していたものの、土地改良事業8年未経過の水路の受益地であり、当該農地を転用することが困難な状況になった。水路の付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、水路が用排水路整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内農地から除外できるよう見直しを求める。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (i)地域公共交通会議(施行規則9条の2。運賃等の合意(9条4項)等に係る協議を行う協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条。施行規則9条の3第1項2号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下この事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ii)地域公共交通会議等(地域公共交通会議又は運営協議会(施行規則51条の2)をいう。以下同じ。)における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。	—	【国土交通省】「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_275	—	
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	277	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	農林水産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日 厚生省通知) ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日 建設省通知)	農業集落排水処理施設で排水処理が可能な事業場の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 ついでに、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	278	11_その他	都道府県	兵庫県、三田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針Ⅲ第四2-3(2)	狩猟免許を受けていない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)	地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。	【現状】 狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができるようになった。 【支障事例】 三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊のわな班の隊員は6名であり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、囲いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、囲いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や狩猟免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組めないでいる(三田市内95農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めていない)。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農林業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林被害対策となるものと考えられる。 なお、許可対象となる囲いわなと比べ、はこわなは人身事故の安全性の確保や錯誤捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの危険性は集落の周辺状況など地域の実情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することで対応すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	279	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・医療法第10条、12条、医療法施行規則第9条 ・平成5年2月3日厚生労働省健康政策局総務・指導課長連名通知 ・昭和29年10月19日厚生省医務局長通知	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。しかし、管理者には常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等とが常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。	【現状】 医療法では、病院又は診療所の開設者は、臨床研修終了医師に病院又は診療所の管理をさせなければならないとされている。また、通知により管理者は当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であることから常勤であることとされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされているが、例外として都道府県知事の許可がされた場合のみ2カ所以上の診療所の管理が可能となっている。 【支障事例】 本県の多可町のへき地診療所では、1名の医師(管理者を兼務)が診療を行っているが、当該医師が3週間程度の療養休暇となったため、近隣の市民病院(へき地支援病院)から代診医の派遣を要請することとなった。しかし、代診医の派遣が可能であっても、3週間もの間管理者が不在では管理者が常勤であると言えないため休診すべきであると県から指導が入ったため、県から管理者兼任の許可を受け、町立の別の診療所の医師を管理者とすることで代診医の派遣を受入れることが可能となったが、当該管理者である医師の休診日である水曜日にしか開院できなかった。 【制度改正の必要性】 医師不足の中、医師が1人のへき地診療所も多いことから、今後こうした問題が多く発生する事が懸念される。また、こうした場合、へき地においては、診療所以外の他の医療機関に行こうとしても、遠方になり高齢者は受診をためらってしまうことも想定される。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省(21)】【環境省(3)】 浄化槽法(昭58法43) (i)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平12建設省)及び「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平12厚生省)は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかな業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知、平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知)] (ii)あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。</p>	—	<p>(i)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについて、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に通知した。 (ii)あわせて、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、事業場からの排水を浄化槽において処理しても支障がないことを地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】し尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐(動力・設備担当)事務連絡) 【環境省】合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長事務連絡) 【国土交通省】【環境省】尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け国住指第4120号)、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境適発1903208号)、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡)、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_277</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室</p>
<p>6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 シカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可(9条1項)については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平28環境省告示100)に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	—		<p>【環境省】狩猟免許を受けていない農林業者に対する鳥獣の捕獲許可の解釈について(平成30年1月31日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_278</p>	
<p>6【厚生労働省】 (11)医療法(昭23法205) (ii)無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係団体からの意見を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) 病院、診療所又は助産所の管理者については、都道府県知事等の許可を受けた場合は、医師が不足している地域内等に開設する診療所の管理者との兼務が可能であることを明確化する。 [措置済み(医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号))]</p>		<p>【厚生労働省】「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について(平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_279</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	280	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助法施行令第3条	災害救助法の救助範囲の拡大	現行の災害救助法の救助範囲(救助費の対象範囲)からは①家屋被害認定調査、②罹災証明発行業務は対象範囲外とされているが、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る①家屋被害認定調査、②罹災証明発行業務については対象となるよう、救助範囲を拡大とすること。	【現状】 災害救助法で規定する救助範囲(救助費の対象範囲)は、①避難所、応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の供給、③被服、寝具等生活必需品の供給又は貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥被災した住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、⑧学用品の給与、⑨埋葬と限定されている。 【支障事例】 災害救助法の対象範囲は限定的であり、実災害における救助の実態を鑑みると、救助費の対象とならない経費が多い。特に、罹災証明書及びその発行の前提となっている家屋被害認定調査は、災害救助法上の応急仮設住宅入居、応急修理の他、被災者生活再建支援金等の適否判断に不可欠であり、被災者の早急な生活再建に資するものである。そのため、熊本地震の際にも、国の支援のもと、多数の応援職員の派遣が行われた。 しかし、災害救助法は、国、地方自治体等が協力し、応急的に必要となる救助を行うことを目的としているにもかかわらず、救助の種類は限定されているため、国・地方自治体が協力して家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を行っても対象外にされてしまう。なお、これらに係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっており、被災自治体にとって負担は大きい。 今後南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害が発生した際に、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいことを理由に被災地応援に二の足を踏むこととなれば、被災者の生活再建が遅れてしまうことが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.vosan.html
H29	281	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第2条、第3条	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とすること。	【現状】 平成28年5月に観光庁が旅行業法遵守についての通知を发出し、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が参加者を募集し、参加代金を収受して災害ボランティアバスを走らせる場合は、旅行者の登録を受ける必要があるとされた。 災害ボランティアバスの実施に混乱が生じたため、平成28年6月に国交相から改善策検討の意向が示され、旅行業法への特例を設ける予定との報道あったが、その後動きが確認できない。 また、平成29年3月10日に閣議決定された旅行業法の改正には、災害ボランティアバスツアーに係る旅行業法の適用除外等は定められていない。 【支障事例】 本県では阪神・淡路大震災の経験を生かし、社協やNPO等が実費相当の参加費を徴収し、災害ボランティアバスを運行し、被災地支援を行っている。 しかし、観光庁から上記の通知があったため、ボランティアバスの実施を取りやめる団体もあった。 本県の「ひょうごボランティアプラザ」は、ボランティア募集や参加費用の徴収を旅行者に任せることとしたが、当団体では以前からバスの運行や宿泊先の手配を旅行者に委託していたため追加の負担はなかった。 しかし、社協等が新たに旅行社へ委託する場合は委託料が発生することから、参加者の費用負担が増え、ボランティアの意欲を削ぐことにつながりかねない。 被災地の復旧復興にとってボランティアの活動は不可欠なものであることから、災害ボランティアツアーの実施に当たり事故発生時の対応や責任者の明確化等が可能な地方自治体及び公益性、公共性が高い社会福祉協議会は、旅行業法の適用除外とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	282	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	小型船舶の登録等に関する法律第29条	地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除	小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。	【現状】 放置船舶は、航行被害や高潮時の流出といった問題を引き起こすため、本県では、「プレジャーボートによる公共水域等の利用の適正化に関する要綱」を制定し、対策に取り組んでいる。(平成26年度プレジャーボート全国実態調査 兵庫県内のマリーナ等施設収容能力:6,428艇、放置艇:2,427艇) 放置艇の適正係留を指導するには、小型船舶登録事項証明書等で所有者氏名・住所等を確認する必要があるが、交付を請求する者(国及び一部の独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(日本小型船舶検査機構に申請をする場合には、機構)に納めなければならないと定められている。 ※ 一部事項証明(1,100円)、全部事項証明(1,350円) 【支障事例】 小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。 手数料について当初から予算措置されていたればよいが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。 また、プレジャーボートと漁業者が漁場でトラブルとなったため、当該プレジャーボートの所有者を小型船舶登録事項証明書で確認し必要な指導を行おうとしたが、予算が措置されておらず、迅速な対応ができなかったという事例もある。 なお、不動産に係る登記事項証明書やダム使用权登録簿の謄本等の交付については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を要しないと政令で規定されており、小型船舶についても同様の扱いとしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (14) 旅行業法(昭27法239) 災害ボランティアツアーについては、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能であることを、都道府県に通知する。 [措置済み(平成29年7月28日付け観光庁参事官(産業政策担当)通知)]					
6【国土交通省】 (23) 小型船舶の登録等に関する法律(平13法102) 小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえつつ、円滑な不法係留船対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。	—	不法係留船対策の実施に必要な小型船舶の所有者に関する登録情報を地方公共団体に無償で提供することとした。	【国土交通省】不法係留船対策に使用する小型船舶の所有者に関する登録情報を無償で提供する仕組みについて(平成30年12月26日付け国海査第388号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-suchi.html#h29_282	国土交通省海事局検査測度課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	283	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地法第5条第1項第7 ・農地法施行規則第53条第5号	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公拓法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまふ。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	284	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	文部科学省	A 権限移譲	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条、3条、5条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、15条、17条、18条 ・高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条	特別支援教育就学奨励事業等にかかる業務の政令市への移譲	政令市における市立学校分の特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業は、政令市と都道府県双方が内容確認しており、申請から支給決定まで時間がかかっていることから、これらの事務を都道府県から学校設置者である政令市へ移譲すること。	【現状】 特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業における就学のために必要な経費の支弁、受給資格の認定、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教職員制度の見直しがなされ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学奨励事業等は未だ都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複することによる非効率性や支給決定までの期間の長さが課題であり、保護者からも「いつ頃支給されるのか」という問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費:約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金: 約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学給付金:約1,000人 所要時間230時間	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	285	11_その他	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則附則第2条の4、第55号の7 ・「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章24の6(6)、(7)	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	【現状】 平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。 当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。 【支障事例】 同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載するが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の時間に加え、情報管理等の負担が重たくなっている。 なお、通知書の受け手側の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすくなると思われる。ただし、「名寄せの際に事務が繁雑になる」、「複数の様式が存在すると手続きミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能とされたい。 【参考 洲本市申告特例通知実績】 平成28年1月1日～12月31日 寄附分 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5,051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【文部科学省】</p> <p>(10) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(16) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>6【文部科学省】</p> <p>(7) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。</p> <p>(11) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を2019年度から開始する。</p>	<p>・特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成・周知した。</p> <p>・高等学校等就学支援金の支給に係る事務について、個人番号を活用したシステムを導入した。</p>	<p>【文部科学省】「特別支援教育就学奨励費Q&A集」の周知について(平成30年12月25日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29hu_suchi.html#h29_284</p>	<p>文部科学省初等中等教育局特別支援教育課</p>
<p>6【総務省】</p> <p>(9) 地方税法(昭25法226) (イ) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)の申告特例通知書の送付(附則7条)については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	286	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続により申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	287	11_その他	都道府県	兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・地域再生法第13条第1項 ・地方創生推進交付金制度要綱 ・地方創生加速交付金制度要綱	地方創生推進交付金の抜本的な見直し	1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年まで平成27年度水準に据え置かれているなか、地方にとっては貴重な財源となっている。 しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず機動性がないこと、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の見通しが立ちにくいことなど、地方主体の取組の実施が困難になっている。 【1の事例】 プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生加速化交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するよう通知があり、本県でも交付申請を行ったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされていない。特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方側で予算措置せざるを得ない状況である。 また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに「2市1島プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されておらず、4月当初から事業が実施できない。 【2の事例】 本県から交付申請した「“兵庫人”を育成する教育の振興」や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	288	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・測量法第21条第3項、第22条、第24条 ・地積調査作業規定準則第38条	四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への付与	1 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等使用不能となった場合、国有財産のため国土地理院による復旧を待たざるをえず、測量作業が遅れることがある。このため、柱石の復旧について、国に報告した上で市町村でも実施できるよう権限を付与すること。 2 地籍調査終了後、国土地理院により廃点処理される四等三角点があるが、地籍調査が完了しても測量の基準として四等三角点を使うことがある。このため、市町村が求める場合には地方自治体が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようにすること。	【現状】 基準点は測量の基礎として、公共測量、地籍測量、地殻変動観測等の他、都市計画等に必要な地図作成に使用される。 そのうち、四等三角点は、国土調査による地籍測量のために設置されたものであり、地籍測量の与点(経度・緯度・標高の基準になる点)として使用される国有財産である。 このため、四等三角点を公共測量の与点として使用する際には、使用承認申請を国土地理院に届出することになっており、また、当該四等三角点に異状があれば現況調査報告書により報告し、工事等の支障になる場合は、移転の請求を行うこととなっている。 【支障事例】 四等三角点は、地籍調査完了後も、公共測量等の基準点として使うことがあるため、亡失や傾斜、異常による使用不能は事業に支障が生じる。しかし、市町村が自ら復旧することができず、国土地理院が復旧を行うが、一ヶ月程度時間を要するため、地籍測量の作業等の進捗に支障を来す。 また、地籍調査終了後、成果に何らかの異状がある等存続の必要性の低いものや費用対効果の観点から廃点することが望ましいと判断できるものは措置対象点となり、廃点が進められる。このため、市町村が測量において四等三角点を使おうとしても廃点となり使えないため、他の国家基準点の活用等測量の計画を見直す必要が生じることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>6【内閣府】</p> <p>(22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【国土交通省】</p> <p>(4) 測量法(昭24法188) 四等三角点等の測量標については、異状があった場合(21条3項)の円滑な復旧及び地方公共団体による公共測量の円滑な実施に資するよう、異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要となる手続、廃棄する場合(23条)の具体的な手続等について、地方公共団体に平成30年中に周知する。</p>			<p>【国土交通省】平成29年度地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定について</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbossv/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_288</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	289	05.教育・文化	都道府県	北海道	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	博物館法第19条	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。	<p>【博物館法をめぐる現状の観点から】 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。</p> <p>【文化財の活用の観点から】 国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当てはめ、質の維持・高度化が必要。</p> <p>【博物館のネットワークの観点から】 国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が「登録博物館」として連携することが必要。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	290	03.医療・福祉	都道府県	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められたい。 なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が增加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。 (参考)平成28年度の職権による変更認定件数 ○和歌山市・・・約1,300件 ○御坊市・・・117件 ○岩出市・・・247件 ○かつらぎ町・・・75件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	291	03.医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第2号を創設し、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみになってしまうため、利用者にとって効果的な支援を行うことができなくなっている。 なお、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は8名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名、障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名である。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	292	03.医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第七十条の二 他 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十一条 他	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (9)博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。</p>	<p>公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。</p>	<p>【文部科学省】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_289</p>	<p>文部科学省総合教育政策局地域学習推進課</p>
<p>6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付の認定(19条1項)については、以下のとおりとする。 ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、区分が切り替わるごと(満3歳の誕生日を迎える児童が発生すること)に対象者に対して通知が必要であったものを年度の末日までに通知をすれば良いこととする見直しを行った。</p>	<p>【内閣府】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第21号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_290</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部</p>
<p>6【厚生労働省】 (33)生活困窮者自立支援法(平25法105) (i)生活困窮者就労準備支援事業(2条4項)の1年間という利用期間の制限については、短時間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義がある一方で、長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、少しずつステップアップしていく者もいることを考慮した上で、改めてアセスメントを行い、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行上可能であることも含め、その取扱いを明確にする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (i)生活困窮者就労準備支援事業(3条4項)の1年間という利用期間の制限については、改めてアセスメントを行った上で、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を再度位置付けることにより、当該事業を再び利用することは実行上可能であることを明確化するため、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改訂し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)]</p>		<p>【厚生労働省】生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について(平成30年10月1日付け社援発1001第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_291</p>	
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)指定居宅サービス事業者の指定の更新(70条の2第1項)、指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(78条の12において準用する70条の2第1項)、指定居宅介護支援事業者の指定の更新(79条の2第1項)、指定介護老人福祉施設の指定の更新(86条の2第1項)、介護老人保健施設の許可の更新(94条の2第1項)、指定介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の11において準用する70条の2第1項)、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の21において準用する70条の2第1項)、指定介護予防支援事業者の指定の更新(115条の31において準用する70条の2第1項)及び地域支援事業の第1号事業(第1号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)の指定の更新(115条の45の6第1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援医療機関の指定の更新(60条1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	293	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画区域は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H29	294	02_農業・農地	町	多可町	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。 これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	295	08_消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件の緩和	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	防災集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 ※南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	—
H29	296	03_医療・福祉	中核市	和歌山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることがないよう強くお願いするとし、市町村に対して事実上義務付けがされている。 FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を設置していきたい」と考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等違いについて、明確化されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	297	11_その他	中核市	郡山市	総務省	B 地方に対する規制緩和	「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第2 3(1)及び(2) 「転入後に交付申請を行った者に係る個人番号カードが転出地市区町村に送付された場合の事務処理について(平成28年2月4日付け総住第18号通知)」 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市町村で実施する対応について(平成28年9月21日付け事務連絡)」	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化	通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にすること。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。	【制度改正の経緯】 ・転居等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書等最新でない申請書IDが記載された申請書で、住民が申請を行うとマイナンバーカードが作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市区町村を跨ぐ異動後に、転入前に通知カードとともに送付された最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市区町村へ送付され、転入前市区町村が転入市区町村へ、当該カードを廃棄した旨を連絡する必要が生じている。 等事務が煩雑となっている。 また、外国人住民による在留期間更新前の交付申請について、在留期間更新前に作成された通知カード付属の申請書を用いた申請については受付可能である。しかし、在留期間更新を迎え在留期間を更新した後に、既に送付されている申請書で交付申請を行い、かつ、同時期に市区町村側が当該住民の申請書IDを更新した場合は、J-LISから当該住民の情報提供を受け、市区町村がJ-LISへ在留期間等満了に伴う申請依頼を行ったとしても、当該住民の申請が受け付けられず、同通知のサービスが利用できない。 【支障事例】 (住民側) 上記によりカードを申請したが作成されない住民が出ている(月10件程度) (市区町村側) 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生している。 外国人住民が入国管理局等で在留期間更新の手続を行った際、市区町村窓口を経由しないため、通知カードに付属するマイナンバーカード申請書が使用不可になったことを口頭で伝えるタイミングが存在しない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (7)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58)及び市民農園整備促進法(平2法44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができると及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【農林水産省】法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2590号)	https://www.cao.go.jp/hupken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_294	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(3)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	—	—	—	—	
6【総務省】 (15)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とする方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村(特別区を含む。)へ情報提供を行うこと等により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方法の改善に努める。	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	298	03_医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第78条の2生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取り扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)(第1次改正平成26年4月25日社援保発0425第4号)(第2次改正平成28年3月31日社援保発0331第3号)	生活保護法第78条の2の保護金品等の調整時における上限額への弾力的運用	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の中で定められている上限について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば裁量を加えられるようにしたい。	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」により上限が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思がある場合でも、保護金品等との調整を行うことができず、納付書等によって取めなくてはならない。この場合、高齢世帯、障害世帯、傷病世帯が8割を占める生活保護受給者がわざわざ無理をして毎月足を運び金融機関へ納付書を持参の上で納付することとなるとともに、福祉事務所において、納付書の作成や送付事務が発生するなど、非常に大きな負担が生じている。また、納付漏れ等の場合には、電話や訪問による催促や督促状の送付など、新たな業務が発生するほか、当初の計画通りに納付がされず、期間が長期化することもある。さらに複数世帯の場合、世帯員数によらず一律の上限が示されているため、多人数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によらざるを得ない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	299	08_消防・防災・安全	町	岩泉町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	300	03_医療・福祉	一般市	直方市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業に係る人員基準の見直し	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とする等の緩和がされているが、当市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できていない。そのため、市の単費で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14施設中1施設しか実施できていない状況にある。平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ20件であり、「就職面接があり、他に預かりを行うあてがない」等の理由で利用されており、突発的に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置要件を確保することに苦慮している。例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配(配置基準より多く配置)されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求める。 ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名 ②子育て支援研修修了者1名	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	301	03_医療・福祉	一般市	東近江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、多様な保育促進事業の実施について	医療的ケア児保育支援モデル事業における補助要件の緩和	この事業は、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用が補助されるが、看護師は「必要に応じて派遣を行う」とされており、医療的ケア児の体調等で事情が変わることが多いため、看護師を保育所等への「常駐」とする形態が必要であることから、これに対して補助をお願いしたい。 一方、民間保育所等が直接看護師を雇い上げた場合は補助対象外となるため、医療的ケア児の受入れを行う民間保育所等が自ら看護師を雇い上げた場合も、補助対象としていただきたい。	家庭の事情や体調不良等で、医療的ケア児が保育所に不在の場合は、看護師の配置は不要ではあるが、例えば保護者の都合により、急に保育所等で受入れを要望された場合の体制を整えておく必要があると考える。 また、地方公共団体が雇い上げた場合を対象としている事業ではあるが、民間の施設でも対象となることで、地域の保育の質の向上に寄与すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-yosan.html
H29	302	03_医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業生について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業業者等であって、2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認められたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。 ○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの経過措置期間終了後に安定的な現場運営体制を保つことができるのか非常に不安視をしている。 ○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持った子どもにとっての居場所であり、放課後児童支援員には、子ども達の受け入れにあたり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ii)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収については、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平24厚生労働省)に記載されている保護金品と調整する金額の上限に捉われない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。	—		【厚生労働省】「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成30年9月28日付け社援保発0928第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_298	
6【内閣府】 (14)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断により、条例で3%未満に設定することを可能とした。	【内閣府】(都道府県知事宛)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣府政策統括官(防災担当)通知) 【内閣府】(指定都市市長宛)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣府政策統括官(防災担当)通知) 【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号内閣府政策統括官(防災担当)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_299	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (vi)一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)36条の35)については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【厚生労働省】児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月26日厚生労働省令第41号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_300	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	303	03.医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。 放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。 児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。 「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考える。 児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	304	05.教育・文化	町	添田町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導について(平成9年8月5日庁保健第181号) ・文化財保存事業費関係補助金交付要綱 ・指定文化財管理費国庫補助要項	国指定重要文化財の保存修理を行う「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合においては、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。 また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導について(平成9年8月5日庁保健第181号の二)」においては、主任技術者について、承認を受けた者の属する団体が定められており、この団体以外については、必要に応じて補助事業ごとに承認を行うこととされている。 しかしながら、既承認団体に委託する際の設計監理費は、通常の建築工事に比して著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されないため、予算執行上の説明責任に苦慮している。 一方で、補助事業ごとに「主任技術者」の承認を得るためには、重要文化財建造物の修理又は施工監理等の「実務経験年数」を満たす必要があるが、実質的に既承認団体の在籍者・過去在籍していた者以外は承認基準を満たすことができず、新規参入の障壁となっているのではないかとと思われる。 そのため、国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の、「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	305	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第15条第2項第6号及び第3項第2号 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第15条第2項第6号及び第3項第2号	障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリング実施場所の規制緩和	福祉サービス利用の際における相談支援のアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようにすることを求める。	障害児者の自立した生活を支えるためには、中立、公正な第三者によるケアマネジメントが必要となるが、事業者の参入が少なく、全ての利用者に対して適切なケアマネジメントが実施できていない。 また、相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施について、利用者が通所している事業所での面接を希望することがあるが、アセスメント及びモニタリングは利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設(障害児相談支援にあつては居宅のみ)で面接を行うこととされているため、通所している事業所で行うことができず、相談支援専門員の業務に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22 法164) (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_303</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援の体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭 22 法 164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123) (i) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援専門員の確保の観点から、専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する行動障害支援体制加算等を創設する。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 102 号))]</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 102 号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_305</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	306	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日 社援保発0817第1号)	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。	<p>○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提出を求めているが、本人が資料を用意できなかったり、提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。</p> <p>○厚生労働省の通知によれば、切迫した状況にない中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は、申請を却下しても差し支えないとされているが、外国人に対する生活保護の支給は、あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており、生活保護支給の対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると、在留資格取得時の資産状況等と生活に困窮している現状の双方を総合的に勘案して、支給の可否を決定する必要があると考えている。</p> <p>○このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たしていたこと。 ・当該外国人から提出された立証資料に漏れなどがないこと。 <p>などを確認したいと考えているが、現行の法規定では、当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	307	03.医療・福祉	その他	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条、医療法第21条2、医療法施行規則第21条の2	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和	指定医療型児童発達支援事業における医師の配置要件の明確化	<p>現在兵庫県でも医師不足は否定できない状況の中、当該施設は北播磨圏域に所在し、88歳になる医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。兵庫県や近隣の病院等へ非常勤医も含めた医師を依頼をするも、見つからず、当該常勤医が欠けた後、現在のような勤務体制を確保することは極めて困難な見通しであり、近い将来閉鎖もしくは福祉型への変更を余儀なくされると考えている。そうならば当園に通園する児童と保護者への影響は免れず、成長期の子供の療育が出来なくなる。また、福祉型へ移行すればドクターの指導の下の療育は行えないことと、外来児の受け入れや訓練が出来なくなるとともに近隣に外来を受け入れてくれる場所もない。</p> <p>また、医療型の継続が不可能となれば、近隣での同様の施設はなく、放課後等デイサービスへの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣においては受け入れを困難としている。</p> <p>その上、医療型から福祉型への変更をした場合、保育、療育、診察、摂食介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようとするれば2か所から3か所以上を保護者が児童を連れて走り回ることとなり負担増はもとより不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。</p> <p>従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	308	03.医療・福祉	その他	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	<p>当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うため、保育・給食・送迎等の支援サービスに加え、治療(診察、リハビリテーション)を行っているところである、上記の診療報酬の算定方法の規定により、常勤医師一名が必要となった。</p> <p>当地域には、当該施設以外の障害児リハビリテーション料を設けている施設が近隣になく、当該施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の維持は重要となる。</p> <p>当該施設の事情では、施設の常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足による後任者不在により、施設の維持が困難となっている。</p> <p>従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、障害児(者)リハビリテーションの施設基準について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	309	03.医療・福祉	一般市	日田市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第61条、国民健康保険法第67条、船員保険法第51条、国家公務員共済組合法第48条、地方公務員等共済法第51条、高齢者の医療の確保に関する法律第62条、平成26年12月5日付厚労省通知(保国初1205大1号)	保険者間調整の義務化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、平成27年より保険者間において直接処理できる措置が講じられたが、いまだ多くの保険者で調整ができていないため、これを義務付け、そして被保険者からの書類の提出を待たずに調整ができるように、関係法令の改正と、平成26年12月5日付厚労省通知を見直すこと。(※保険者間調整の義務付けとは、当該過誤調整について保険者間調整で処理することを義務付けるものではなく、過誤調整の相手方保険者から要望があった場合において、当該要望に応えることを義務付けることである)	<p>【支障事例】</p> <p>健康保険加入(脱退)の届出の遅れにより、旧保険で医療機関を受診した際の保険者負担医療費の調整について、国民健康保険以外の保険(協会けんぽや共済など)では、資格取得から保険証交付までにかかりの日数を要する。新しい保険証が届くまでの間、市民は国民健康保険証を使って受診することがあり、後日国保連合会を経由した医療機関からの請求により無資格での受診が判明する。</p> <p>この場合、保険者から医療機関に対して、レセプトの差し替え(返戻)を依頼して、医療機関から新保険者に提出していただいているが、全てには対処できていない。</p> <p>そのため、被保険者からの同意を得て保険者間調整を行うこととなるが、この場合も調整に応じない保険者があり、被保険者に保険者負担全額を一旦負担してもらわなければならない、請求手続きも煩雑な上、時間を要する。さらに、遡って資格の異動があった場合には、被保険者は多額の費用を準備する必要も生じる。また、被保険者からの同意書の提出がない場合は手続きを進めることができない。</p>	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【法務省(4)】【厚生労働省(35)】 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法58)8条2項3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年中に通知する。	—		【法務省】【厚生労働省】外国人からの生活保護の申請に関する地方入国管理局への情報照会の取扱いについて(平成29年12月28日事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_306	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)医療型児童発達支援(6条の2の2第3項)の医師の配置については、以下のとおりとする。 ・医師等の員数を算出する際の常勤換算の方法等の具体的基準を明示し、必ずしも常勤医が確保できなくても医療型児童発達支援の運営が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医療の質の確保や診療所における管理者の常勤要件等との整合性等を考慮しつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (i)障害児(者)リハビリテーション料の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	310	01_土地利用(農地除く)	一般市	中津川市	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事案も存在している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	311	05_教育・文化	一般市	塩尻市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。	【経過】 行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に・・・」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。 一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「・・・教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある・・・教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の教示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。 また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるとい矛盾が生じる。 【全国の状況】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣官房(2)】【総務省(17)】【法務省(5)】【農林水産省(16)】【国土交通省(25)】</p> <p>所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。</p>					
<p>6【文部科学省】</p> <p>(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>6【文部科学省】</p> <p>(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) (i) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。 [措置済み(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)] (ii) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査請求の手続に関する地方公共団体からの相談については、適切に対応するとともに、地方公共団体から当該審査請求に係る具体的な支障事例が示された場合には、改めて必要な検討を行い、必要であると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>		<p>【文部科学省】教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申立ての審査庁について(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_311</p>	